

都筑地振第 1475 号
令和 5 年 11 月 21 日

地区連合町内会自治会長 各位
自治会町内会長 各位

都筑区長 佐々田 賢一

第 29 期横浜市青少年指導員候補者の推薦について（依頼）

日ごろから、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、各地域で御活躍いただいております第 28 期青少年指導員の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、新たな第 29 期横浜市青少年指導員（任期：令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）候補者を推薦していただきますようお願い申し上げます。

1 提出書類

第 29 期（令和 6・7 年度）青少年指導員候補者推薦書
（「第 29 期横浜市青少年指導員委嘱手引き」様式 1）

2 提出期限

令和 6 年 2 月 8 日（木）

3 提出先

都筑区地域振興課区民活動係

4 送付書類

- (1) 横浜市青少年指導員要綱
- (2) 横浜市青少年指導員委嘱要領
- (3) 第 29 期横浜市青少年指導員委嘱手引き
- (4) 【参考】第 29 期都筑区青少年指導員定員数一覧
- (5) 青少年指導員啓発チラシ

※1 候補者の推薦は、「横浜市青少年指導員委嘱要領」及び「第 29 期横浜市青少年指導員委嘱手引き」に基づき実施していただきますようお願いいたします。

※2 推薦に当たっては、被推薦者へ説明を行い、本人の同意を得たうえで、同封の第 29 期（令和 6・7 年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書を提出してください。

※3 自治会町内会等から推薦していただくほか、地域の実情に応じ、連合町内会自治会ごとに柔軟に推薦していただいて構いません。

担当：都筑区地域振興課区民活動係 北川・柏木
電話：9 4 8－2 2 3 8

(様式 1)

第 29 期（令和 6 ・ 7 年度）
横浜市青少年指導員候補者推薦書

年 月 日

区長

選出団体名
代表者氏名

先に依頼のありました標記について、次の者を候補者として推薦します。

フリガナ		年齢
氏 名		歳
住所・電話	〒 区	TEL
自治会・町内会等での役職		
新任・再任の区分	新 任 ・ 再 任 （当初委嘱年月： 年 月）	

※年齢欄は、委嘱年度の 4 月 1 日現在で記入してください。

※再任の方は、最初に委嘱された年月を記入してください。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市青少年指導員連絡協議会及び各区青少年指導員協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意について

推薦する際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得られたら、以下のチェック欄に「レ点」を記入してください。

☐ 推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

横浜市青少年指導員要綱

(目的)

第1条 全市的に青少年指導員(以下「指導員」という。)を置き、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 指導員は、地域における次に掲げる事項を主たる任務とし、これを推進する。

- (1) 青少年の指導と団体の育成
- (2) 青少年の育成にかかわる地域活動の推進
- (3) 地域環境の整備と施設への協力活動
- (4) 青少年に関する相談と愛護活動
- (5) 勤労青少年の指導育成と福祉の増進

(任期)

第3条 指導員の任期は2年とする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(推薦)

第4条 区長は、青少年の指導に理解と情熱をもち、育成活動のできる者を市長に推薦するものとする。

- 2 区長は、委嘱された指導員に変更が生じた場合は、その都度市長に報告し、新たに適任者を推薦するものとする。

(委嘱)

第5条 市長は、前条の規定により区長が推薦した者の中から指導員として委嘱し、同時に知事に対し、神奈川県青少年指導員として推薦する。

(区協議会と地区協議会)

第6条 指導員活動の効果的推進と指導員相互の連絡調整をはかるため、区に協議会(以下「区協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。なお、区協議会の円滑なる運営をはかるため、部会若しくは地区協議会を置くことができる。

- 2 区協議会の事務局を、区総務部地域振興課に置く。ただし、青葉区については、青葉区福祉保健センターこども家庭支援課に置く。

(指導計画の作成)

第7条 区協議会は、第2条の規定に基づき、年間計画を作成しなければならない。

(活動経費)

第8条 市長は、区協議会の活動に対し、予算の範囲内で経費を支出するものとする。

(市協議会)

第9条 各区協議会の効果的な活動の推進と、相互の連絡調整を図るため、市に協議会(以下「市協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。

- 2 市協議会は、区協議会の代表者をもって組織し、事務局をこども青少年局青少年部青少年育成課に置く。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

横浜市青少年指導員委嘱要領

1 目的

この要領は、市長が横浜市青少年指導員要綱第5条の規定に基づき委嘱する青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等について必要な事項を定める。

2 推薦人員及び指導員の推薦方法

- (1) 各区における指導員の定数は、自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、区長が地区連合町内会等と協議のうえ、地区連合町内会ごとに定めることとする。ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。
- (2) 区長は、連合町内会及びその他区長が選出団体として必要と認める地域の団体に候補者の選出を依頼する。
- (3) 区長は、選出された候補者を市長に推薦し、市長が委嘱する。
- (4) 指導員の推薦に係る様式その他必要な事項は別に定める。

3 指導員の推薦基準

候補者の選出及び推薦に当たっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選考するものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 青少年に対する理解と青少年の健全育成に関する情熱を有する者であること。
- (2) 青少年にとってよりよい地域環境をつくりあげるために、地域の青少年関係指導者や関係機関・団体と連携して、率先して活動ができる者であること。
- (3) 原則として市内在住者であること。
- (4) 年齢は、改選期日現在において原則として18歳以上70歳未満、再任の場合は、原則として18歳以上75歳未満であること。ただし、青少年指導員の活動に支障なく参加できる場合は、この限りではない。

4 指導員の委嘱

- (1) 市長による指導員の委嘱は、委嘱状を交付して行う。
- (2) 指導員の委嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

5 任期

指導員の任期は、隔年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、当該2年間の途中で委嘱した場合の任期は、委嘱の日から当該2年間の終期までとする。

6 指導員の解嘱

(1) 市長は、任期中において、次の各項に該当するときには、指導員の委嘱を解くことができる。

ア 区長から交替又は解任の申出があった場合

イ 指導員としてふさわしくない非行等があった場合

(2) 指導員の解嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月23日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月13日から施行する。

第29期横浜市青少年指導員委嘱手引き

令和6年4月1日から令和8年3月31日までを任期とする第29期横浜市青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等に関して必要な手続き、様式等は次のとおりとします。

1 指導員の推薦方法

(1) 選出団体による推薦

選出団体が、指導員候補者を推薦しようとするときは、第29期（令和6・7年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書（様式1）を区長に提出します。

また、選出団体が、任期途中に指導員を交替しようとするときは、第29期（令和6・7年度）青少年指導員候補者推薦書（交替）（様式2）を区長に提出します。

※様式1・2については、性別及び生年月日欄を廃止しています。

(2) 区長による推薦

区長が、市長に指導員を推薦するときの様式は、横浜市青少年指導員推薦書（様式4）とします。

2 指導員の委嘱に伴う交付物

指導員の委嘱にあたり、市長は、次のものを交付します。

- (1) 委嘱状
- (2) 指導員証
- (3) 指導員バッジ
- (4) 指導員手帳

3 指導員の解嘱

(1) 選出団体による解任

選出団体が任期途中に指導員を解任しようとするときは、第29期（令和6・7年度）青少年指導員解任申出書（様式3）を区長に提出します。

(2) 区長による解任

区長は、横浜市青少年指導員交替・解任申出書（様式5）を市長に提出します。

(3) 指導員としてふさわしくない非行等があった場合

市長は、指導員あてに解嘱を通知します。

4 届出事項の変更

横浜市青少年指導員推薦書（様式4）に記載されている事項（氏名、住所、電話番号）に変更が生じたとき、区長は、横浜市青少年指導員届出事項変更報告書（様式6）により、変更事項を市長に報告します。

なお、氏名の変更がある場合は、指導員証を再発行します。

第29期 都筑区青少年指導員 定員数一覧

第29期：令和6・7年度	
連合町内会自治会名 (町内会自治会数)	定員数 (人)
東山田連合町内会 (8)	8
山田連合町内会 (3)	11
中川連合町内会 (7)	13
勝田茅ヶ崎地区連合町内会 (8)	8
かちだ連合自治会 (3)	3
新栄早淵連合町内会 (5)	6
都田連合町内会 (11)	11
池辺町連合自治会 (9)	9
佐江戸加賀原地区連合町内会 (7)	8
川和地区連合町内会 (7)	10
荏田南連合自治会 (9)	9
渋沢連合自治会 (5)	5
茅ヶ崎南MGCRS連合自治会 (5)	5
ふれあいの丘連合自治会 (6)	7
柚木荏田南連合自治会 (3)	3
未加入団体 (27)	5
合計 (123)	121

【参考】第28期：令和4・5年度	
委嘱人数	定員数 (人)
7	8
11	11
10	13
8	8
3	4
5	6
10	11
8	9
7	8
10	10
9	9
4	5
5	5
8	7
3	3
1	4
109	121

【定数の考え方】

- ① 1自治会町内会に対して、1名の推薦を原則とする。
- ② 青少年指導員一人当たりの世帯数が、全地区の平均化を図るように設定する。

やりがいを感じる青少年のサポート役 子どもたちと一緒に輝く 「青少年指導員」

～あなたもはじめませんか？～

青少年指導員とは？

次世代を担う青少年が地域で心豊かに成長できるよう、市長と県知事から委嘱を受けて活動しています。

任期は2年で、対象年齢は18歳から70歳まで（再任は75歳まで）の方です。市内で約2,500名の方が活動を行っています。

（令和5年4月現在）



青少年指導員として活動 いただいているみなさんの声

子どもは社会の宝、子どもたちの笑顔を見られる地域にしたいですね。

イベントなどで身体を動かすため、自分の健康づくりにもつながっています。

仕事との両立が大変な時期もありましたが、職場とは違った人たちとの一期一会がありました。



青少年指導員の活動によって、地域の結びつきも強くなったように感じます。

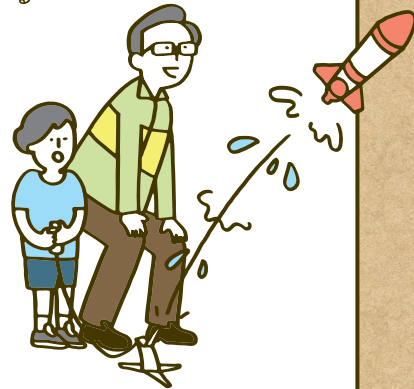
どんな活動をしているの？

青少年を「支える／育てる」

地域のニーズを踏まえて、子どもたちの交流・体験活動の場の提供、青少年が企画するイベントへの支援など、青少年の成長に繋がる機会をつくります。

【活動例】

- ・紙ヒコーキ大会
- ・ウォークラリー
- ・ペットボトルロケット大会
- ・ふれあいキャンプなど



青少年を「守る」

地域で子どもの見守り活動や声かけを行い、青少年を非行から守るとともに安心して暮らすことができる街づくりを行っています。

【活動例】

- ・全市一斉統一
行動パトロール
- ・あいさつ運動など



～自治会・町内会長の皆様へ～ 推薦についてお願い
各地域で活動する青少年指導員をご推薦ください。
定数は区と地域の話し合いで、連合町内会ごとに柔軟に
定めていただいて構いません。

横浜市こども青少年局 青少年育成課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
☎045-671-2324 📠045-663-1926



エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）の周知に向けた ご協力について（依頼）

横浜市では、家計負担の軽減と温暖化対策のため、市内の対象店舗において、一定の省エネ性能を満たすエアコン・冷蔵庫・LED 照明器具をご購入いただいた市民の皆様を対象に、最大 3 万円分のポイント還元を行う「エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）」を実施中です。

より多くの市民の皆様にご利用いただき、電気代の削減やご家庭からの二酸化炭素排出量の削減を進めていくとともに、脱炭素ライフスタイルに向けた意識醸成につなげていきたいと考えております。

つきましては、**別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出**いただき、市民の皆様への周知にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

1 掲出場所について

自治会町内会掲示板

2 希望掲出期間について

令和 6 年 1 月 31 日（水）まで

3 お問い合わせ先について

キャンペーン内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：900-3750、土日祝・年末年始含む 10 時～18 時）

掲示板への掲出に関すること

エコハマ担当（電話番号：671-2661）

【参考：エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）について】

申請受付期間	令和 5 年 8 月 29 日（火）～令和 6 年 1 月 31 日（水） ※予算上限に達し次第早期終了 ※キャンペーン期間中にご購入いただいたものが対象
対象家電	一定の省エネ性能を満たす、エアコン・冷蔵庫・LED 照明器具
対象店舗	市内家電取扱店舗のうち、事前にご登録いただいた店舗
申請方法	オンライン申請（郵送申請も可）
還元内容	本体購入価格（税抜）の 20%、上限 3 万円分のポイントを キャッシュレスポイントまたは商品券で還元 ※ポイント交換期限：令和 6 年 2 月 29 日（木）

★対象店舗など詳細な情報は、キャンペーン特設サイトへ

エコハマ



<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>

担 当：温暖化対策統括本部調整課エコハマ担当
連絡先：671-2661
E-mail：on-ecohama@city.yokohama.jp

節電効果の大きいエコ家電の購入を応援!

エコハマ

横浜市

エコ家電 応援キャンペーン

市内登録店舗での購入で、本体購入価格(税抜)の

最大20%^(1台あたり)^(上限)30,000円分を
キャッシュレスポイントまたは商品券で還元!

※申請はお1人様エアコン・冷蔵庫は各1台、LED照明器具は2台まで。

申請受付期間

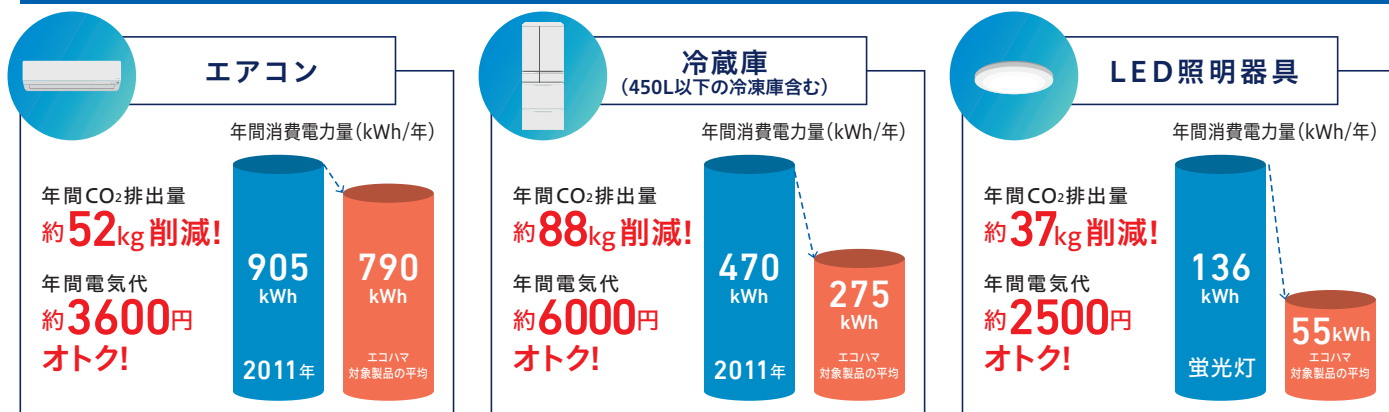
2023年8月29日(火)・・・2024年1月31日(水)

※郵送申請は
消印有効です。

※キャンペーンは予算の上限に達し次第、予定より早期に終了する場合があります。キャンペーン期間中にご購入いただいた製品が対象となります。

対象家電は3品目!

10年前の製品と比べるとこんなに脱炭素!



※出典: スマートライフおすすめBOOK 2022年度(2011年製品の年間消費電力量部分) ※冷蔵庫の2011年製品については定格内容積401L～450Lの製品の数値の中間値
※LED照明器具の2011年製品については蛍光灯シーリングライトの数値 ※今回の対象製品(令和5年4月時点)の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価31円/kWh(税込)を乗じて算出 ※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

対象家電のうち、一定の省エネ性能を備える製品が対象です。

登録店舗・対象製品などの詳細は、キャンペーンサイトへ。>>>

エコハマ

Q



[二次元コード]

お問い合わせ

お客様専用
コールセンター

TEL.045-900-3750

エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン)
[開設期間] 2024年2月14日(水)まで
[受付時間] 10:00～18:00(土・日・祝、年末年始含む)
※お掛け間違いにご注意ください。

「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けた取組について（ご案内）

横浜市では、「GREEN×EXPO 2027」（2027年国際園芸博覧会）の開催に向けて、2027年国際園芸博覧会協会・国などと連携し、準備を進めています。

本日の横浜市町内会連合会11月定例会にて、市長からご出席いただいた皆様に向けて、「GREEN×EXPO 2027」の開催背景や理念などについて、ご説明差し上げました。

今後は、各区の区連会にも本日と同様に市長が訪問する機会を区役所と連携して設けていきますので、引き続きのご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

<参考：「GREEN×EXPO 2027」の概要>

- 名称：2027年国際園芸博覧会
- 会場：旧上瀬谷通信施設（横浜市旭区・瀬谷区）
- 開催期間：2027年3月19日（金）～2027年9月26日（日）
- クラス：A1（最上位クラス・BIE認定・AIPHの承認）
- 参加者数：1,500万人（ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）
（有料来場者数：1,000万人以上）

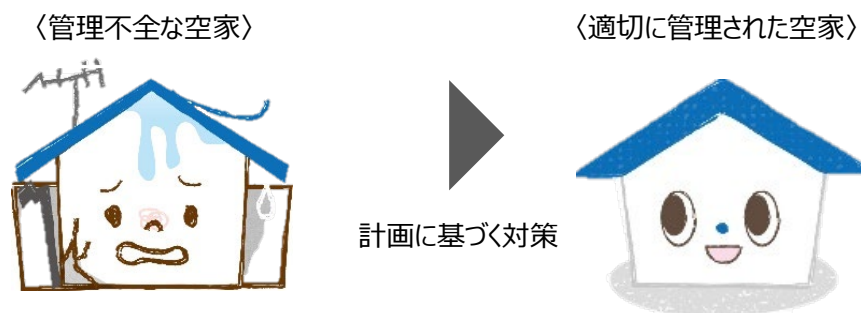
担 当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 河野、中村 連絡先：671-4627 メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

横浜市空家等対策計画の改定に係る 市民意見募集について

横浜市では、市の空家等対策の基本計画である「横浜市空家等対策計画」の改定作業を進めています。12月中旬に改定素案を公表し、約1か月間、意見募集を実施しますので、皆様のご意見をお寄せください。

1 横浜市空家等対策計画とは

空家が増加し、管理不全な空家が周囲に迷惑や被害を及ぼすなど、空家問題が全国的に課題となっています。横浜市空家等対策計画は、こうした課題に対応するため、空家化の予防や空家の流通・活用、管理不全な空家の防止・解消など、今後、市が取り組む様々な対策を総合的に定めたもので、平成31年2月に策定しています。



2 意見募集について

(1) 概要

12月中旬に公表する改定素案に対する意見募集を実施します。市民の皆様からいただいた御意見を反映した上で、令和6年3月末に「横浜市空家等対策計画」を改定します。

(2) 募集期間

令和5年12月中旬から令和6年1月中旬まで

※詳細な期間は、12月中旬に市のホームページ等でお知らせします。また、意見募集開始日から意見募集のリーフレットを各区役所、市民情報センター等で配架します。

(3) 素案の閲覧方法・御意見の提出方法

後日公開する市のホームページ又は後日配架するリーフレットを御参照ください。

お問合せ先			
横浜市建築局住宅政策課	担当	安藤、足立、北村	Tel 045-671-4121

「都市計画マスタープラン」等の改定に向けた 意見募集等について

現在、都市づくりに関する方針である「都市計画マスタープラン※¹」等※²について、令和 7 年度改定に向けて検討を進めています。

今後、意見募集やワークショップ等を実施し、市民や企業の皆様から「まちづくり」に対する思いやニーズ等を伺いながら改定してまいりますので、今後の予定をお知らせします。

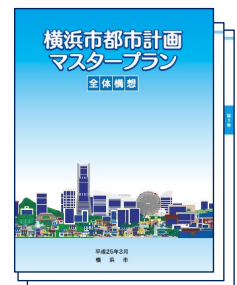
なお、実施内容・時期等の詳細については、リーフレットや広報よこはま、ホームページ等を活用して順次周知させていただきます。

※ 1 都市計画マスタープラン

- ・ 市町村の都市計画の基本方針
- ・ 市民や企業等の皆様のまちづくりへの参画を促し、協働でまちづくりを進めるためのツール

※ 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等

- ・ 都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備や市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針等



都市計画マスタープラン
(現行版：平成 25 年改定)

1 都市計画マスタープラン

(1) 令和 5 年 12 月上旬頃

- ・ 市民の皆様が考える「未来のまちの姿」等について、ご意見や考えを募ります。
- ・ 意見の募集は、世代や居住地等を問わず、率直な意見を幅広く伺っていただけるよう、スマートフォンからお手軽に投稿いただけるようにするほか、市庁舎 2 階にもご意見を提出できる専用スペースを設けます。

(2) 令和 6 年 2 月～3 月頃

- ・ 市民や企業の皆様を対象に参加者を募集し、ワークショップを開催します。

◆具体的な日程や参加者の募集等については、記者発表やホームページ、広報よこはまなどでお知らせいたします。

◆いただいたご意見や対話の結果等については、都市計画マスタープランの素案等に反映してまいります。

◆令和 6 年度以降も、都市計画手続きに合わせプラン案へのご意見を伺ってまいります。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 等

○令和6年1月末から2月上旬

- ・市が作成する都市計画市素案（案）の内容等について、市内6箇所で開催予定の説明会や説明動画の配信等によりご説明するとともに、都市計画市素案（案）に対する意見募集を行ってまいります。

- ◆説明会の日程や会場等の詳細については、12月下旬から配布等を行う予定のリーフレットや広報よこはま1月号などでご確認ください。

3 問合せ先

都市整備局企画課 TEL：671-3749

担当：岡田、水谷、東、齊藤

新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））の策定に向けた 市民意見公募予定について（情報共有）

横浜市立図書館及び横浜市の図書館行政への御理解と御協力に対し、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、横浜市立図書館のこれからの「横浜市立図書館の目指す姿」や「取組の方向性」を示す「横浜市の新たな図書館像（以下「図書館ビジョン（仮称）」という。）」について、令和5年度中の策定を目指し準備を進めています。

横浜市立図書館は1区に1館（市内計18館）あり、年間約640万人の方と、大変多くの方にご利用いただいている施設です。策定に向けて、市民の皆さまから広く意見を伺うため、市民意見公募を以下の通り行う予定ですので、お知らせいたします。

各自治会町内会長のみなさまにも、本件公募を予定している旨をお知らせいただけますと幸甚です。

1 「図書館ビジョン（仮称）素案」市民意見公募の概要

（図書館ビジョン（仮称）策定の背景や基本的な方向性は、別紙参照）

(1) 公募期間（予定）

令和5年12月中旬以降～1月 ※具体的な日にちは現在調整中です。

(2) 素案閲覧場所（予定）

ア 横浜市ホームページ「新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））」で公開します。

【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/libvision.html>

イ 素案概要配布、素案本文閲覧場所

- ・横浜市立図書館
- ・横浜市立図書館図書取次所
- ・区役所区政推進課広報相談係

※地区センター、地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点には概要版のみの配架ですので、素案本文をご覧になる場合は上記ア、イでご確認ください。



2 「図書館ビジョン（仮称）」の策定に向けた今後のスケジュール（案）

12月～令和6年1月：市民意見公募

3月：原案策定・公表

<担当>

教育委員会事務局 教育政策推進課：安部、宮崎

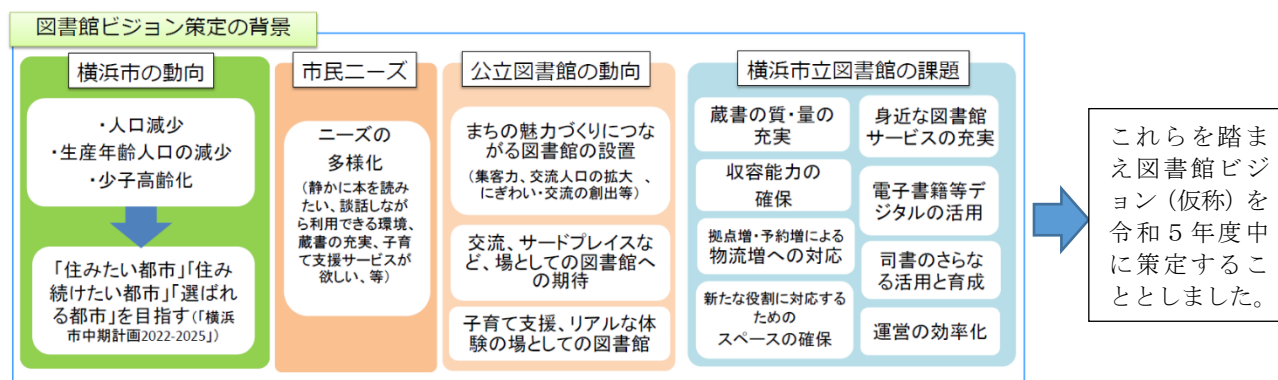
電話：671-3243

メール：ky-seisaku@city.yokohama.jp

【参考】図書館ビジョン（仮称）について

これまでの検討状況を踏まえ、市立図書館の現状と課題、基本的な方向性をまとめました。これらを踏まえて、市民意見公募の際には、図書館ビジョン（仮称）素案の概要及び本文をお示しし、皆様からご意見を伺います。

1 市立図書館の現状と課題



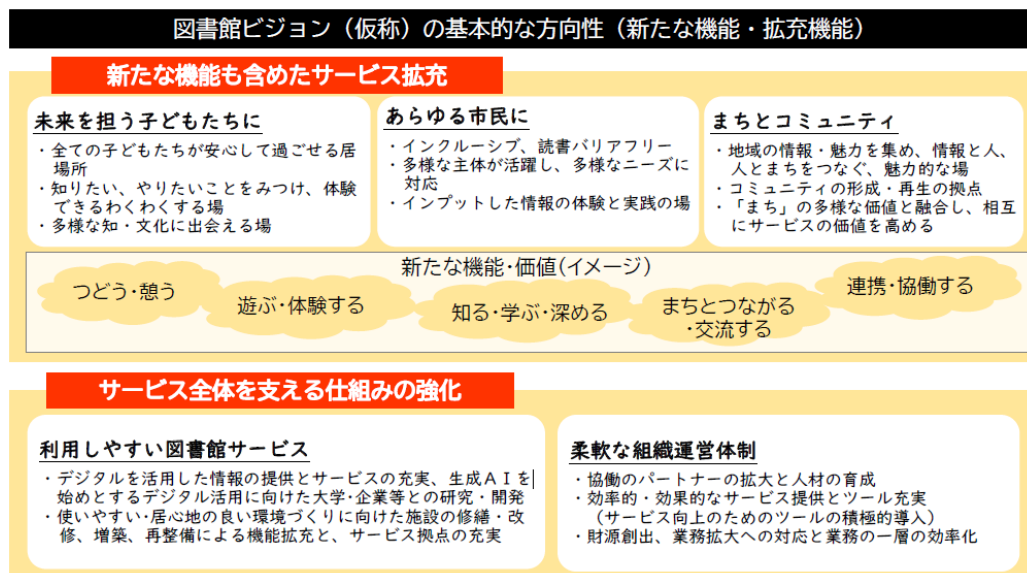
2 検討経過

令和4年度から、調査検討を開始しました。先行事例調査、市民アンケート、市民ワークショップ、有識者意見聴取等を踏まえ、図書館ビジョン（仮称）の基本的な方向性を整理しました。

3 図書館ビジョン（仮称）の基本的な方向性

これまで図書館が担ってきた、本や読書を核とした情報へのアクセスを保障する機能の充実に加え、新たな機能・価値を提供することが求められています。

豊かな学びへの寄与、居心地の良い環境、さらにまちの魅力づくりへの貢献を目指し、図書館の機能・施設の拡充により「新たな機能も含めたサービスの拡充」を図るとともに、「サービス全体を支える仕組みの強化」について、基本的な方向性を検討しています。（下図参照）



横浜市立図書館臨時休館のお知らせ（情報共有）

日頃から、横浜市立図書館の運営に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

市立図書館では、令和 6 年 1 月 15 日（月）に新しい図書館情報システムが稼働予定です。機器等の交換やシステム移行のため、12 月 25 日（月）から全館臨時休館します。

御不便をおかけしますが、本件につきまして、御承知おきいただきますようお願い申し上げます。

なお、図書館ホームページ等により広報を実施しているほか、広報よこはま（11・12 月号）にも掲載し、市民の皆様への周知を行ってまいります。

1 臨時休館日程について

令和 5 年 12 月 25 日（月）～令和 6 年 1 月 14 日（日）

※別紙ポスターにより広報を実施しております。

※1 月 15 日（月）から通常通り開館いたします。

2 休館・休止するサービスについて

(1) 市立図書館は全館休館し、移動図書館「はまかぜ号」及び図書取次サービスは休止します。

(2) 図書館情報システムを使用した、本の検索・予約等のご利用いただけません。

3 新システムについて

スマートフォンで図書館カードを表示して本が借りられるようになるなど、より便利にお使いいただけるようになります。詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/oshirase/2024opacrenewal.html>



<担当>

教育委員会事務局 中央図書館 企画運営課 澤田

電話：262-7334

メール：ky-libkiun@city.yokohama.jp



横浜市立図書館 臨時休館のお知らせ

令和5年

令和6年

12/25 月  1/14 日

横浜市立図書館は、図書館情報システムの更新のため
全館臨時休館いたします。

× 休館中はご利用いただけないサービス

- | | |
|----------------|----------------|
| × 本の貸出・返却・予約 | × 蔵書検索ページの利用 |
| × 新規登録・登録更新 | (本の検索・予約・予約かご) |
| × 本の閲覧・複写 | × 地区センター蔵書検索 |
| × レファレンス（調べもの） | × オンラインデータベース |
| × 情報ダイヤル | × デジタルアーカイブ |

○休館中にもご利用いただけるサービス

- 返却ポスト（12/29～1/3を除く） ○ 電子書籍サービス



〈令和6年1月15日（月）以降について〉

- * 令和6年1月15日（月）は午前9時30分から午後5時まで開館します。
- * 蔵書検索ページは1月15日（月）午前9時30分以後ご利用いただけます。
- * 新しい蔵書検索ページでは初回ログイン時にパスワードの再登録が必要となります。
詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

新しいシステム&新サービスについて、図書館ホームページで随時お知らせします。



ご不便をおかけして申し訳ありませんが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

令和 5 年度「自治会町内会のための講習会」 事例発表収録動画の YouTube 配信について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和 5 年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画を YouTube にて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会で、単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で、役員の皆様等に情報提供をお願いします。

3 配信内容、配信期間など

(1) 配信内容

市内 3 区の自治会町内会・地区連合町内会の皆様に活動事例を御紹介いただきました。

① 神奈川区「大口仲町池下町会の紹介とスマートフォンアプリを用いた災害時支援活動」

発表者：大口仲町池下町会 会長 石渡 祥男 氏、
安心・支援部会長／ICT 担当 岩並 清隆 氏

② 港南区「会館でのオンライン講座で身近なつながりづくり」

発表者：日野清風苑町内会 会長 小室 俊博 氏

③ 磯子区「ICT を活用した自治会/連合町内会活動」

発表者：滝頭地区連合町内会・滝頭岩瀬自治会 会長 柏木 達義 氏



↑ 事例発表の一例
(日野清風苑町内会の取組より)

(2) 配信期間など

- ・令和 5 年 12 月 1 日（金）～令和 7 年 3 月 31 日（月）
- ・以下のホームページから視聴できます。（ご質問に対する回答もこちらに掲載予定）

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索

4 その他

事例発表について、御質問がございましたら、電子申請・届出システムでお問合せください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b90b3d9f-62f0-4d05-ab3c-64ede3c8cf3f/start>

電子申請・届出システムは、以下の QR コードまたは、電子申請・届出システムトップページから、「手続き一覧（個人向け）」⇒キーワード検索「自治会 講習会」で検索できます。

御質問は令和 5 年 12 月 1 日（金）午前 9 時から令和 6 年 1 月 31 日（水）午後 5 時まで受け付けます。御質問に対する回答は、上記ホームページ（横浜市 自治会町内会への加入促進）に掲載予定です。



←事例発表の
二次元コード



質問受付の
二次元コード

市民局地域活動推進課 担当：川口、高橋
電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734
Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

消防ヘリコプターによる 飛行場外離着陸場訓練の実施について

1 実施日時

令和 5 年 12 月 11 日（月）

9 時 00 分から 12 時 00 分まで（訓練の見学は可能です）

※荒天や災害発生時には、訓練を中止します。

2 実施場所

都筑区長坂15番地 葛ヶ谷グラウンド

3 参加部隊

都筑消防署、都筑消防団、航空消防隊



4 ヘリコプター見学（一般公開）

11 時 00 分から 11 時 30 分まで（予定）

5 その他

離着陸時に騒音等が発生しますが、ご了承ください。

担当：都筑消防署警防課
佐藤・藤田・浅田
TEL：045-945-0119

連合町内会自治会長 各位

政策局大都市制度推進本部室長
都 筑 区 長

都筑区制 30 周年記念・「特別市」説明会の開催について（御依頼）

立冬の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、横浜市では、大都市制度「特別市（特別自治市）」の実現に向け取り組んでいます。特別市が実現されると、横浜市が地方事務のすべてを担い、効率的な行政運営をすることにより、行政サービスの向上やニーズに沿ったきめ細かいサービスを提供することができるようになります。

特別市制度を実現するためには、市民の皆様には特別市の必要性を理解していただくとともに、国に対する働きかけをすることが必要です。

そこで、特別市に関する理解促進のため、都筑区の自治会町内会の皆様を対象に、説明会を開催させていただくこととなりました。

つきましては、御多用のところ誠に恐縮でございますが、御臨席を賜りますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会への周知に御協力をお願いいたします。

1 開催概要

- (1) 日 時：2月1日（木）19：00～20：30 （18：45 開場）
- (2) 会 場：都筑公会堂（都筑区茅ヶ崎中央 32-1 都筑区総合庁舎内）
- (3) 内 容：山中竹春横浜市長による「特別市」の講演など
- (4) 対 象

ア 連合町内会自治会長の皆様

イ 各自治会町内会の皆様（役員の皆様など）

※各自治会町内会から2名以上の御出席をお願いします。

2 依頼事項

- (1) 説明会への御出席

説明会への御出席をお願いいたします。

お手数ですが、ご自身の御出席について、別添「参加申込書」にて区連会事務局（都筑区地域振興課）までお申し込みをお願いします。

- (2) 自治会町内会長の皆様への周知

各自治会町内会の皆様（役員の皆様など）の御出席について、別添「各自治会町内会長あて依頼文」のとおり、自治会町内会長あてに依頼いたします。お手数をおかけしますが、各自治会町内会長の皆様に周知をお願いいたします。

3 添付資料

- (1) 資料 1 : 参加申込書
- (2) 資料 2 : 各自治会町内会長あて依頼文一式

<お問い合わせ先>

担当：都筑区区政推進課（5 階 51 番窓口）
梁瀬（やなせ）、舘（たて）

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

電 話：948-2225 FAX：948-2399

E-mail：tz-plan@city.yokohama.jp

都筑区制 30 周年記念 ・「特別市」説明会参加申込書

【提出先】 都筑区連合町内会自治会事務局（都筑区地域振興課）

☐ F A X : 948-2239

☐ 郵 送 : 〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

☐ Eメール: tz-chishin@city.yokohama.jp

1 参加について

連合町内会自治会名	
氏名	
参加の可否 (○をご記入ください)	参加 ・ 不参加

2 特別市について、ご質問がある場合はご記入をお願いします。

--

自治会町内会長 各位

政策局大都市制度推進本部室長
都 筑 区 長

都筑区制 30 周年記念・「特別市」説明会の開催について（御依頼）

立冬の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、横浜市では、大都市制度「特別市（特別自治市）」の実現に向け取り組んでいます。特別市が実現されると、横浜市が地方事務のすべてを担い、効率的な行政運営をすることにより、行政サービスの向上やニーズに沿ったきめ細かいサービスを提供することができるようになります。

特別市制度を実現するためには、市民の皆様には特別市の必要性を理解していただくとともに、国に対する働きかけをすることが必要です。

そこで、特別市に関する理解促進のため、都筑区の自治会町内会の皆様を対象に、説明会を開催させていただくこととなりました。

つきましては、御多用のところ誠に恐縮でございますが、御臨席を賜りますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会にて参加者のとりまとめを賜りたく、御協力をお願いいたします。

1 開催概要

- (1) 日 時：2月1日（木）19：00～20：30 （18：45 開場）
- (2) 会 場：都筑公会堂（都筑区茅ヶ崎中央 32-1 都筑区総合庁舎内）
- (3) 内 容：山中竹春横浜市長による「特別市」の講演など
- (4) 対 象
 - ア 連合町内会自治会長の皆様
 - イ 各自治会町内会の皆様（役員の皆様など）

※各自治会町内会から 2 名以上の御出席をお願いします。

2 依頼事項

各自治会町内会の皆様（役員の皆様など）の御出席について、裏面「3 申込方法」のとおり、自治会ごとにお取りまとめのうえ、【12 月 22 日（金）まで】にお申し込みをお願いいたします。

3 申込方法

次のいずれかの方法でお申込みください。

(1) 電子申請

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/30fc4c64-341e-486f-ab44-3048bd071216/start>



(2) 申込書の提出（FAX・持参・郵送・Eメール）

別紙「申込書」を下記＜提出先＞まで御提出ください。

4 添付資料

- (1) 資料1：横浜市が目指す「特別市」
- (2) 資料2：参加申込書
- (3) 資料3：説明会チラシ

＜提出先・お問い合わせ先＞

担当：都筑区区政推進課（5階 51 番窓口）

梁瀬（やなせ）、舘（たて）

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

電 話：948-2225 FAX：948-2399

E-mail：tz-plan@city.yokohama.jp

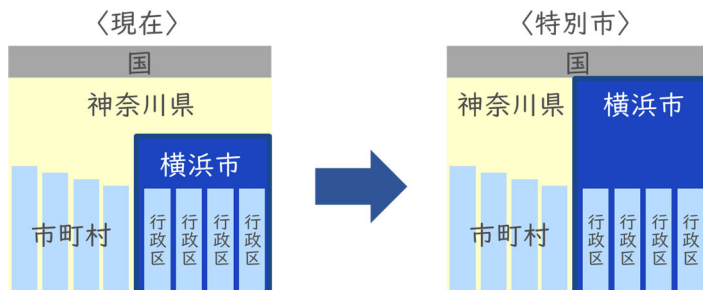
横浜市が目指す「特別市」

■特別市ってなに？

政令市である横浜市は、370万人を超える人口と、14.5兆円もの経済規模を持つ、四国4県とほぼ同じ規模の大都市ですが、神奈川県下の市町村の一つです。現在、保育所・幼稚園といった、こどもにかかわる施策などについて、県と市が分担あるいは重複して、それぞれの仕事を行っています。

市民に身近な横浜市が地方自治体の仕事を一括して担うことができるようになると、地域の声が届きやすく、素早い対応もでき、より市民サービスの向上や地域経済の一層の活性化が期待できます。そのための**新たな地方自治の仕組みが「特別市」**です。

＜特別市のイメージ＞

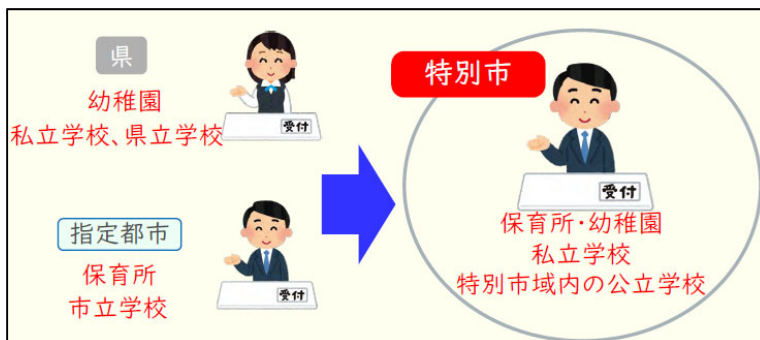


特別市になると横浜市内における県の仕事は、**全て横浜市が行うこと（業務の一本化）**になります

市と県で分かれていた業務の一本化により

- ✓ 市民の皆さまの**利便性が向上**
- ✓ 市民の皆さまのニーズに沿った**きめ細かい行政サービスを提供**
- ✓ **効率的で迅速な行政運営を実現**

(具体的な例)



保育所・幼稚園など
子育て・教育に関する
様々な政策を一元的に展開

■特別市を実現するには？

現在、横浜市は他の政令市と協力して、「特別市」の仕組みをつくることを国に提案しています。

そのため、市民の皆さまに特別市を知っていただき、その必要性を理解していただくことが不可欠です。多くの市民の皆さまに、特別市の内容や意義が伝わるよう広報・周知を進めていきます。

都筑区制 30 周年記念 ・「特別市」説明会参加申込書

【令和5年 12 月 22 日（金）】までに御提出をお願いいたします。

【送付先】 都筑区区政推進課 館あて

☐ F A X : 948-2399

☐ 郵 送 : 〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

☐ Eメール : tz-plan@city.yokohama.jp

1 参加者（※各自治会町内会から2名以上の参加申込をお願いいたします。）

自治会町内会名		
【必須】 代表者 (参加者1)	氏名 (ふりがな)	()
【必須】 参加者2	氏名 (ふりがな)	()
参加者3	氏名 (ふりがな)	()
参加者4	氏名 (ふりがな)	()
【必須】 代表者電話番号	— —	
【任意】 代表者 Eメール	@	

※参加者が4名を超える場合は、担当（都筑区区政推進課）までご連絡ください。

2 特別市について、ご質問がある場合はご記入をお願いします。

--

都筑区制 30 周年記念

「特別市」説明会

開催
日時

2/1(木)

19:00~20:30(開場:18:45)

【対象】

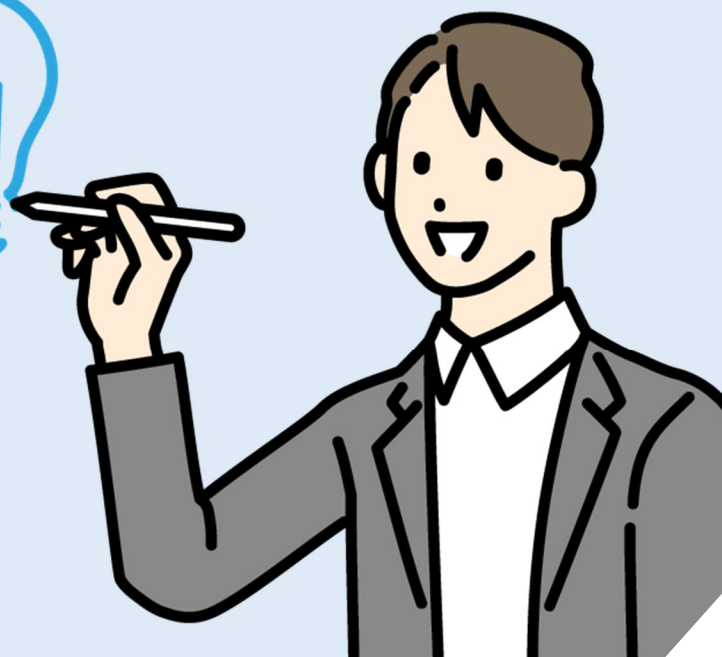
連合町内会自治会長
各自治会町内会の皆様

会場

都筑公会堂

内容

山中竹春横浜市長による
「特別市」講演など



そして未来へ

【担当】都筑区区政推進課企画調整係 (948-2226)

区連会 11 月定例会説明資料
令和 5 年 11 月 21 日
都筑区こども家庭支援課

都筑こ 第 2295 号

各地区連合自治会・町内会会長 様

都筑区こども家庭支援課長

令和 6 年度こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問員推薦について（依頼）

晩秋の候 皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて新年度の「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の訪問員につきまして、新たな訪問員を御推薦いただきたく、御依頼申し上げます。

誠に勝手ながら、御推薦は別紙「訪問員選定・推薦票」により、令和 6 年 1 月 31 日（水）までにこども家庭支援課まで御提出ください。

お忙しいところ恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

資料 1 「こんにちは赤ちゃん訪問事業」について

資料 2 令和 6 年度こんにちは赤ちゃん訪問事業従事者必要数

【御推薦の必要な 10 地区】

東山田、山田、中川、勝田茅ヶ崎、新栄・早渕、都田、佐江戸加賀原、川和、ふれあいの丘、柚木荏田南

※ 該当される地区には訪問員名簿と推薦票をお渡しいたします。



担当：都筑区こども家庭支援課 浅野、高橋、大富

TEL：948-2325

資料1

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」について

横浜市では、平成 21 年 1 月から、生後 4 か月までの赤ちゃんがいるご家庭に対して、地域の方が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。

【事業の概要】

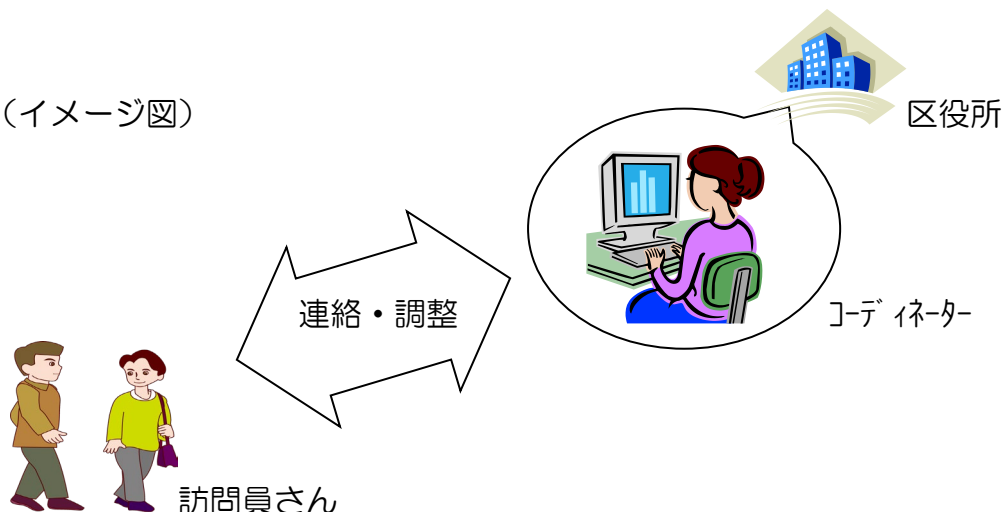
出産後早期の子育て家庭に対し、地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供を行います。また、養育者の話を聴くことにより、育児不安の軽減を図ります。そして、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで日常的な交流のきっかけを作り、子どもを見守る風土づくりを創造していきます。その中で、児童虐待の予防にもつなげていきたいと考えています。

【訪問員の仕事】

訪問員さんの仕事は、上記の事業の中で、区役所のコーディネーターと連絡調整を取りながら、赤ちゃんのいるご家庭を訪問していただくことです。そして、区からの情報提供をしたり、お母さんのお話を伺ったりする中で、地域のコミュニケーションを広げていく役割を担っていただきます。具体的には、次のような業務内容です。

- (1) 対象者との訪問日程の調整をします。
- (2) 対象者は、主に生後 4 ヶ月未満の赤ちゃんがいるご家庭です。
- (3) 実際に、対象の御家庭を訪問し、区からの情報紙や、子育て応援金（5 万円）の御案内などを配布します。（コミュニケーションをとってください。）
- (4) 後日、街の中で出会った時などにも、一声かけてみましょう。
- (5) 月に一度の定期連絡会に出席します。（600 円／1 回）
- (6) 訪問件数に応じて、報酬を受け取ります。（600 円／1 件）

（イメージ図）



令和6年度こんにちは赤ちゃん訪問事業従事者必要数

都筑区

令和5年11月1日現在

※未定の方も推薦必要人数に含まれます

地区	令和5年度 従事者数	令和6年度 必要人数	令和6年度 継続人数	令和6年度 推薦必要人 数
東山田	2	3 (+1名)	0	3
山田	8	8	7	1
中川	8	9 (+1名)	8	1
勝田 茅ヶ崎	9	11 (+2名)	8	3
かちだ	1	1	1	0
新栄 早渕	2	3 (+1名)	2	1
都田	8	9 (+1名)	7	2
池辺	4	4	4	0

地区	令和5年度 従事者数	令和6年度 必要人数	令和6年度 継続人数	令和6年度 推薦必要人 数
佐江戸 加賀原	2	3 (+1名)	2	1
川和	3	4 (+1名)	2	2
荏田南	2	2	2	0
渋沢	2	2	2	0
茅ヶ崎南 MGCRS	1	1	1	0
ふれあいの丘	4	4	3	1
柚木荏田南	2	2	1	1
合計	58	66	50	16

都筑区連合町内会自治会長・自治会町内会長 各位

都 筑 区 福 祉 保 健 課 長
都筑区社会福祉協議会事務局長

令和5年度 「つづき あいフォーラム」及び「『つづき あい』パネル展」について（依頼）

都筑区では、つづき あいフォーラムを開催し、長年にわたり地域で福祉活動に携わってこられた方々の功績を表彰するとともに、都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」推進に関わる講演会を開催予定です。また、フォーラム開催に合わせて、地域活動を紹介する「つづき あい」パネル展を開催します。

つきましては、お忙しいところ恐縮でございますが、下記の通り御協力いただけますと幸いです。

1 「つづき あいフォーラム」への御出席及び周知の御依頼

(1) 日時

令和6年2月17日（土）午後2時～午後4時（受付 午後1時30分～）

(2) 会場

都筑公会堂

(3) 内容

「考えてみませんか？災害（いざ）へのそなえ」

第1部 都筑区社会福祉大会（社会福祉功労者の表彰式典）

第2部 地域福祉保健計画推進に関するトークセッション

（「災害時でも助けあえる都筑区を目指して」をテーマに学識経験者や地域の方によるトークセッション）

(4) 参加対象者

各地区連合町内会長、各自治会町内会長、その他地域活動者含む一般区民

※事前申込不要ですので、奮って御参加いただけますと幸いです。

(5) 周知依頼

別添チラシにつきまして、ポスター掲示の御協力をお願いします。

2 「『つづき あい』パネル展」に展示する活動紹介パネルの作成

区役所1階区民ホールにて令和6年2月15日（木）午後1時～2月21日（水）正午まで、パネル展を開催しますので、各地区における福祉保健活動に関するパネルの御提出をお願いします。

(1) パネル数

1 地区連合町内会あたり 2枚（A1サイズ 598mm×845mm）

(2) 内容

「地域福祉保健計画地区別計画の取組について」

地域懇談会のテーマ、話し合いの内容、地域の具体的な取組についての皆様の感想、写真を貼るなど自由です。作成にあたっては、地区社会福祉協議会など関係団体とも御相談のうえ、御提出をお願いします。

(3) 提出期限

令和6年2月2日（金）までに福祉保健課事業企画担当まで御提出をお願いいたします。

3 参考

都筑区ホームページ「つづき あいフォーラム」

https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/aiforamu.html



<事務局> 都筑区福祉保健課事業企画担当
林、金高、那須
TEL 948-2344 Fax 948-2354
都筑区社会福祉協議会
中田、田村、早坂
TEL 943-4058 Fax 943-1863



都筑区地域福祉保健計画

つづき あいフォーラム

考えてみませんか？

い
ざ
災害へのそなえ

「ご近所つながりって大変そう」
そんなあなたに聞いてほしい。

いざという時への備えは、食料品や物品の備蓄だけではありません。
日々の暮らしの中でちょこっとできる、負担のないつながりづくりについて考えてみませんか。

日時

令和6年 2月17日 土 午後2時～午後4時
(受付：午後1時半～)

場所

都筑公会堂 都筑区茅ヶ崎中央 32-1 都筑区総合庁舎内
市営地下鉄センター南駅から徒歩6分

定員

600名
(事前申込不要、先着順)

内容

第1部 (午後2時～午後2時40分)

都筑区社会福祉大会 福祉活動功労者の表彰式典

第2部 (午後2時45分～午後4時)

トークセッション

テーマ：災害時でも助けあえる都筑区を目指して

地域で活動を行っている方、障害のある方、子育て中のママなどに
コーディネーターがお話をうかがいます。



第2部
コーディネーター 下尾 直子 氏

洗足こども短期大学教授。障害のある
子どもを育てた母親当事者でもある。

- どなたでもご参加いただけます。話の内容をその場で要約しながら投影して伝える
要約筆記をご用意しています。
- 中止の場合は、都筑区役所福祉保健課のホームページでお知らせいたします。

お問い合わせ先

【第1部】 都筑区社会福祉協議会 TEL 045-943-4058 FAX 045-943-1863
【第2部】 都筑区福祉保健課 TEL 045-948-2344 FAX 045-948-2354



都筑区社会福祉協議会
マスコットキャラクター
ゆいびー



都筑区
マスコットキャラクター
つづき あい

ニュースレター News letter 2023 vol.02



自治会町内会へのアドバイザー派遣や イベントサポートが動き出しました！

今年度からスタートした自治会町内会応援事業「都筑スタイル」。その一つとして、自治会ごとの様々な希望や課題に専門家・スタッフがアドバイスやサポートする取組を紹介します。

(表紙写真「レフリア 20 周年祭作戦会議&敬老の日イベント」の様子)

都筑スタイル café ミーティング 3/3(日) 開催！ ～未来に向けた地域のつながりづくりを考えよう！～

都筑スタイルの一年間の取組を振り返り、都筑の未来を語り合う「都筑スタイル café ミーティング」を開催します。
あなたも一緒にコーヒーを飲みながら交流しませんか？

無料
先着順

参加者
募集中

詳しくは中面をご確認下さい！



レポート

アドバイザー派遣、イベント・事業実施サポート

「都筑スタイル」の事業の一環として、希望する自治会町内会へのアドバイザー派遣プログラムが動き出しています。今回はその中の一つである「港北ニュータウンレフリアパークアネシスマンション自治会」での取組をレポートします。

都筑区茅ヶ崎南にある152戸のマンション。約20年前にできました。以前は子ども向けプログラムも盛んでしたが、「時の流れとともに変わる住民のニーズに合った活動を検討したい」、「もっと多世代で交流したい」と自治会の役員さんたちが模索し

ていました。そんな想いを受け、アドバイザーが現在自治会の抱えている課題ややりたいことを丁寧に確認。居場所づくりの事例を紹介しながら、目指したい姿を一緒に考えていきました。アドバイスをきっかけにメンバー

からの発案で「レフリア20周年祭作戦会議」として交流カフェを企画。マンション居住者に幅広く呼びかけ、敬老のお祝いも同時開催。幅広い世代の住民が参加し、ケーキを食べながら様々なアイデアが飛び交う和やかな時間となりました。

アドバイザー派遣に参加された方の感想やコメント

- 住民とのコミュニティー形成、交流の活性化という漠然とした悩みに対して、茶話会の企画から準備、当日の運営まで広く丁寧に支援をいただきました。役員だけでは実現は難しかったと思っており、大変感謝しております。
- 楽しい雰囲気を作りつつ、皆の意見をまとめて頂けるのはありがたいと思います。
- 一歩踏み出すことを後押ししていただき、心理的なハードルが下がりました。

ほかにも都筑区内で実施中です!!



■勝田南町内会
広報活動の電子化



■荏田東2丁目自治会
多世代が参画する居場所づくり



■牛久保町内会
新しいイベントの企画と担い手発掘

都筑スタイル café ミーティング

～未来に向けた地域のつながりづくりを考えよう！～

- ・日時・ **令和6年3月3日(日)10時～12時30分**(受付開始9時30分)
- ・場所・ 都筑区役所 6階大会議室(都筑区茅ヶ崎中央 32-1)
- ・費用・ 無料

プログラム
(予定)

1 都筑スタイル実践報告 ～現場で得たこと学んだこと～

- (1) 多世代交流 / 交流カフェ(港北ニュータウンレフリアパークアネシスマンション自治会)
- (2) 広報活動の電子化(勝田南町内会)

2 つながり café タイム

3 地域活動団体ミニプレゼン ～自治会のみなさん、私たちとつながりませんか？～

- (1) NPO 法人 Sharing Caring Culture 三坂 慶子さん(子育て・多文化共生)
- (2) メイドインつづき 蟹江 千里さん(まちづくり・ものづくり)

4 都筑の地域交流タイム



※ コーディネーター

齋藤 保 氏

株式会社イータウン代表取締役
横浜コミュニティカフェネットワーク代表
総務省地域力創造アドバイザー



※ 受講対象者・
定員(先着順)

(1) 区内自治会町内会の会長や役員等：50名

(2) 区内で地域活動や社会貢献活動等に取り組んでいる人や関心のある人：30名

※ 申込期限

令和6年2月21日(水)

・いただいた個人情報は、都筑区役所及び株式会社イータウンの協働事業である「都筑の自治会町内会応援事業」の目的のみに使用します。
・当日の様子を撮影し、ホームページや広報紙など「都筑の自治会町内会応援事業」の広報に使用する可能性がありますので御了承ください。

※ 問合せ先

都筑区地域振興課地域力推進担当

電話番号：045-948-2474 FAX：045-948-2239

本事業は、株式会社イータウンと横浜市都筑区の協働事業です。

※ 申込方法や詳細については、
都筑区ホームページをご覧ください。

都 筑 ス タ イ ル

検 索





レポート

集合コンサルティング『防災編』

10月1日（日）に自治会町内会魅力UP 集合コンサルティング『防災編』（全3回）の第1回目が都筑区役所の大会議室で開催され、都筑区内の自治会町内会やマンション管理組合などから20名以上が参加されました。NPO 法人プラス・アーツ理事長の永田宏和氏を講師に招き初回のテーマは「楽しみながらしっかり学ぶ新しい防災訓練のカタチ」。「若い世代にもっと防災活動に参加してほしい」という課題に対して、地

域の防災力向上や防災教育普及における考え方「風、水、土、種」のお話や新聞を使った紙食器等の「防災×工作」といった楽しみながら防災を学べるプログラムがレクチャーされました。講座の後半はグループごとに「やってみたいと思ったこと」を模造紙に書き起こし、グループ内で想いと考えを共有しました。模造紙にはたくさんの「やりたい!」が集まり、和気あいあいと交流を深める中で、新し

いことが始まりそうな予感を皆さんが楽しんでいるような雰囲気でした。3回連続のこの講座。第2回では、11月4日（土）に、区内のコミュニティカフェ「みんなのキッチン」を会場に、「防災訓練を豊かにするアイデアを考えるワークショップ」が行われました。第1回、2回での学びを経て、最終回となる12月2日（土）は、楽しく学ぶ防災教育プログラムの体験会を予定しています。



私たち専門スタッフがお手伝いします。

こんにちは! 専門スタッフの(株)イータウンです! 地域の団体などと連携した地域交流活動の企画運営などを行っています。みなさまの「こうありたいな」「こうやってみたい」といったニーズを区の職員と一緒にサポートさせていただきます。

都筑の自治会町内会応援事業

News letter 2023 vol.02

都筑スタイルニュースレター 発行/株式会社イータウン 都筑区

編集後記

ニュースレター vol.2は地域活動を感じてもらえる内容に仕上がりました。皆さま、いかがだったでしょうか。(野崎)

自治会町内会の活動が少しずつクリエイティブに! 変化する過程で皆さんの笑顔に会えるのが嬉しいです。(岩川)

3/3「都筑スタイルcaféミーティング」で新しいつながりづくりと自治会活動のヒントを見つけませんか? ご参加をお待ちしております! (出川)

都筑区自治会町内会 会長 各位

都筑区地域振興課長 倉田 真希

自治会町内会長・役員向け事例発表・交流会への参加について(依頼)

向寒の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

都筑区の自治会町内会応援事業「都筑スタイル」の第 2 弾として、専門家のアドバイスをもとに区内自治会で実施している「多世代交流」や「広報活動の電子化」の事例発表や様々な団体との交流会「都筑スタイル café ミーティング」を行います。会長や役員の皆様、次年度役員候補の皆様等、お誘いあわせの上御参加ください。

1 日 時 令和 6 年 3 月 3 日 (日) 10 時 00 分～12 時 30 分 (受付開始 9 時 30 分)

2 対 象 者 連合町内会自治会長・自治会町内会長ほか役員等

※ 会場の都合上、各自治会町内会から 3 名以内の参加申込をお願いします。

3 開催場所 都筑区役所 6 階大会議室

4 内 容 自治会による事例発表、地域活動団体によるプレゼン、交流など

詳細は添付のチラシをご覧ください

コーディネーター: 齋藤 保氏

2000 年港南区民会議公募委員として地域まちづくりに参加。2005 年からは「cafe から始まるおもしろまちづくり」をキャッチフレーズに横浜港南台商店会、まちづくりフォーラム港南との三者連携で「港南台タウンカフェ」を運営。

地元自治会町内会や学校、行政等との連携で、市民参加型のまちづくりを実践。一方、まちづくりコーディネーターとして市民参加型の居場所づくりの研修や、活動・運営支援、人材発掘・育成事業を展開している。



第 1 弾として 6 月に実施した「都筑スタイル キックオフセミナー」の様子

裏面あり
(定員・申込方法)

~~5 定 員~~

~~50人程度（先着順）~~

~~※ この事例発表・交流会は、自治会町内会の役員等の方以外にも、都筑区で地域活動を行っている人や関心のある人も対象に参加を募集します。（定員 30 人程度）~~

~~6 申込方法・期限~~

~~自治会町内会毎におとりまとめの上、「事例発表・交流会申込書」を
令和6年2月21日（水）までに、次のいずれかの方法でお申込みください。~~

~~(1)申込フォーム(電子申請システム)~~

~~二次元コードからアクセス~~



~~(2)申込書の提出(Eメール・FAX・持参)~~

~~別紙申込書を下記＜お申込み先＞まで提出~~

- ~~※ 先着順での受付となり、定員を超えた場合は、御参加頂けない場合があります。
その際は、2月26日（月）までに代表者様あてに御連絡をさせていただきますので、
申込書に記載された参加予定者への御連絡をお願いいたします。事務局から特に連絡
がない場合は、御参加頂けますので、当日直接会場にお越しください。~~
- ~~※ いただいた個人情報は、都筑区役所及び株式会社イータウンの協働事業である
「都筑の自治会町内会応援事業」の目的のみに使用します。~~
- ~~※ 当日の様子を撮影し「都筑の自治会町内会応援事業」の広報に使用する可能性があ
りますので御了承ください。~~

~~＜お申込み先・お問合せ先＞~~

~~担当 都筑区地域振興課 地域力推進担当 関口・北岡
〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
電話：948-2474
FAX：948-2239
Email:tz-chiikiriyoku@city.yokohama.jp~~

3/3 自治会町内会長・役員向け事例発表・交流会 (都筑スタイル Café ミーティング) 申込書

申込期限: 2月 21 日(水)

【申込先】都筑区地域振興課地域力推進担当

□Eメール: tz-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

□FAX: 948-2239

□持 参: 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
地域振興課窓口(5階 54 番窓口)

連合町内会自治会名

または

自治会町内会名

【必須】 代表者 (申込者1)	氏名 (ふりがな) ()	
【任意】 申込者2	氏名 (ふりがな) ()	
【任意】 申込者3	氏名 (ふりがな) ()	
【必須】 代表者電話番号	— —	
【任意】 代表者 Eメールアドレス	@	

都筑スタイル café ミーティング

～未来に向けた地域のつながりづくりを考えよう！～

- ・日時・ **令和6年3月3日(日)10時～12時30分**(受付開始9時30分)
- ・場所・ 都筑区役所 6階大会議室(都筑区茅ヶ崎中央 32-1)
- ・費用・ 無料

プログラム
(予定)

1 都筑スタイル実践報告 ～現場で得たこと学んだこと～

- (1) 多世代交流 / 交流カフェ(港北ニュータウンレフリアパークアネシスマンション自治会)
- (2) 広報活動の電子化(勝田南町内会)

2 つながり café タイム

3 地域活動団体ミニプレゼン ～自治会のみなさん、私たちとつながりませんか？～

- (1) NPO 法人 Sharing Caring Culture 三坂 慶子さん(子育て・多文化共生)
- (2) メイドインつづき 蟹江 千里さん(まちづくり・ものづくり)

4 都筑の地域交流タイム



※ コーディネーター

齋藤 保 氏

株式会社イータウン代表取締役
横浜コミュニティカフェネットワーク代表
総務省地域力創造アドバイザー



※ 受講対象者・
定員(先着順)

(1) 区内自治会町内会の会長や役員等：50名

(2) 区内で地域活動や社会貢献活動等に取り組んでいる人や関心のある人：30名

※ 申込期限

令和6年2月21日(水)

・いただいた個人情報は、都筑区役所及び株式会社イータウンの協働事業である「都筑の自治会町内会応援事業」の目的のみに使用します。
・当日の様子を撮影し、ホームページや広報紙など「都筑の自治会町内会応援事業」の広報に使用する可能性がありますので御了承ください。

※ 問合せ先

都筑区地域振興課地域力推進担当

電話番号：045-948-2474 FAX：045-948-2239

本事業は、株式会社イータウンと横浜市都筑区の協働事業です。

※ 申込方法や詳細については、
都筑区ホームページをご覧ください。

都 筑 ス タ イ ル

検 索



令和 5 年 11 月 21 日

都筑区自治会・町内会長 様

都筑区消防出初式実行委員会
委員長 吉 野 富 雄

都筑区制 30 周年 令和 6 年都筑区消防出初式ポスターの掲出について（依頼）

晩秋の候 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、防火・防災への取組について御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新春を飾る恒例の「令和 6 年都筑区消防出初式」を挙げる運びとなりました。

つきましては、広く区民の皆様に開催についてお知らせするため、ポスター掲出について御協力をお願い申し上げます。

1 掲出期間

令和 5 年 12 月上旬から令和 6 年 1 月 6 日（土）まで

※お手数ですが期間終了後はポスターを廃棄願います。

2 概要

(1) 日 時

令和 6 年 1 月 6 日（土）13 時 30 分から 15 時 40 分まで

(2) 場 所

都筑公会堂・都筑区総合庁舎中庭・区民ホール（都筑区茅ヶ崎中央 32-1）

(3) 主 催

都筑区消防出初式実行委員会

(4) 内 容

第一部 式典

第二部 古式消防演技、消防音楽隊による演奏及びドリル演技

第三部 消防総合訓練、一斉放水、消防ヘリ上空通過

同日開催 子ども向け防災イベント（13 時 00 分から 16 時 00 分まで）

【問合せ】 都筑区消防出初式実行委員会事務局
都筑消防署総務・予防課 福田、鈴木
電話・FAX 045-945-0119

令和6年

都筑区消防出初式

日時：令和6年1月6日(土)

13時30分～15時40分

内容：第一部 式典

第二部 古式消防演技

横浜市消防音楽隊による演奏・ドリル演技

第三部 総合訓練・一斉放水・消防ヘリ上空通過

場所：都筑公会堂及び都筑区役所中庭



こども向けの防災イベントも開催！

13時00分～16時00分 区民ホール

・紙しばい・読みきかせ・ポケモンクイズ 他

川沿いに設置した防災用スピーカーからＪアラートが 11月21日より放送されるようになります！

都筑区では風水害対策の一つとして区独自の防災用スピーカーを鶴見川・早淵川周辺に13基設置しており、この防災用スピーカーを活用して大雨に関する情報や避難情報などを川沿いの皆様方にお伝えしております。

この度、防災用スピーカーに、Ｊアラートが放送される機能を追加しました。近隣地域の皆様方におかれましては、緊急時や、総務省消防庁等が、例年実施している全国一斉情報伝達試験（年4回程度）時に大きな音が鳴りますので、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

※Ｊアラートとは、弾道ミサイルなどの国民保護情報、緊急地震速報、津波情報などの緊急情報を、国から人工衛星を通じて瞬時に自動発報するシステムです。

1 防災用スピーカーの設置場所

新規でＪアラートが放送される場所（区役所設置）	
①川和車両基地（川和町 379）	⑧中川中学校グラウンド（大堀町 240）
②佐江戸公園（佐江戸町 276-1）	⑨大堀町公民館（大堀町 477）
③川内自治会館（池辺町 4364-9）	⑩勝田会館（勝田町 1333）
④日東樹脂工業(株)屋上（池辺町 4792）	⑪早淵かなりあ公園（早淵 3-42）
⑤川向町土木事務所資材置場 （川向町 155）	⑫早淵三丁目こどもの遊び場 （早淵三丁目第三京浜高架下）
⑥川向しものや公園（川向町 1266）	⑬東山田地域ケアプラザ （東山田町 270）
⑦折本町西耕地公園（折本町 154-5）	
【参考】既にＪアラートが放送されている場所（総務局設置）	
①都筑区役所（茅ヶ崎中央 32-1）	⑦仲町台消防出張所（仲町台 5-1-46）
②北山田消防出張所（北山田 1-1-66）	⑧荏田南小学校（荏田南 2-5-2）
③南山田小学校（南山田 2-27-1）	⑨北山田小学校（北山田 5-14-1）
④都筑小学校（中川 6-2-1）	⑩山田小学校（東山田 3-29-1）
⑤茅ヶ崎中学校（茅ヶ崎南 1-10-1）	⑪中川西中学校（中川 2-1-1）
⑥東山田小学校（東山田 1-4-1）	

※裏面の地図を参照ください。

2 Jアラート全国一斉情報伝達試験

総務省消防庁等がJアラートを用いて、試験情報の受信及びスピーカー等の起動を確認する目的で、例年4回程度実施しています。

(参考) 令和6年3月末までの実施スケジュール(予定)

- ・令和6年2月9日(金) 午前11時頃

<防災用スピーカーの設置場所>



お問い合わせ先 : 都筑区役所総務課
兼重、野崎
電話番号 : 948-2212

令和5年度都筑区人権啓発講演会

席上
きごう
揮毫

しょうこ
金澤 翔子 氏

講演

やすこ
金澤 泰子 氏

30
TH
ANNIVERSARY
都筑区制30周年
TSUZUKI 2024

ダウン症の娘と共に生きて



魂を揺さぶる翔子さんの揮毫。パフォーマンスと数々の苦難を乗り越え育まれた母娘の絆を母、泰子さんが語ります。

プロフィール

○金澤翔子氏

1985 年生まれ。5歳から母に師事し、書を始める。20歳、銀座書廊で個展。その後、法隆寺、東大寺等で個展・奉納揮毫。ニューヨーク等の海外で個展。NHK 大河ドラマ「平清盛」揮毫。日本福祉大学客員准教授。文部科学省スペシャルサポート大使。

○金澤泰子氏

1943 年生まれ。書家であり、金澤翔子氏の母。書家の柳田泰雲・泰山に師事。1990 年、東京・大田区に「久が原書道教室」を開設。著書に『天使の正体』、『心は天につながっている』、その他多数。日本福祉大学客員教授。

会場参加

(入場無料)

日 時: 令和6年1月24日(水)
午後2時～午後3時30分(開場 午後1時30分)
会 場: 都筑公会堂(都筑区総合庁舎1階)
都筑区茅ヶ崎中央 32-1
※公共交通機関をご利用ください。(駐車場は有料です。)
定 員: 500 名(事前申込制、先着順)

オンライン視聴(録画)

(通信料自己負担)

日 時: 令和6年3月5日(火)から
令和6年3月18日(月)まで
定 員: なし(事前申込制)

申込方法

「インターネット(電子申請)」、「往復はがき」のいずれかからお申込みください。※オンライン視聴は「インターネット」のみ申込可能
申込期間: 「会場参加」…令和5年12月11日(月)～令和6年1月5日(金)(1月5日消印有効)
「オンライン視聴」…令和5年12月11日(月)～令和6年2月29日(木)



申込詳細は、都筑区ウェブサイトまたはチラシ裏面をご確認ください。

都筑区人権啓発講演会

検索

お問合せ先: 都筑区総務課人権啓発講演会担当 TEL 948-2211 / FAX 948-2208

申込方法

インターネット(電子申請)の場合
(会場参加、オンライン視聴申込可能)

【締切】「会場参加」

…令和6年1月5日(金)

「オンライン視聴」

…令和6年2月29日(木)

①申し込みフォームから案内に従って入力してください。

「会場参加」の申込はこちら▼



「オンライン視聴」の申込はこちら▼



または都筑区ウェブサイトから
お申込みください▼

都筑区人権啓発講演会

検索

②会場参加をお申込みの場合は、申込受付完了次第、講演会のご案内をメールで送付する予定です。
オンライン視聴をお申込みの場合は、2月下旬頃に視聴のご案内をメールで送付する予定です。

往復はがきの場合
(会場参加のみ申込可能)

【締切】令和6年1月5日(金)(1月5日消印有効)

①はがきに必要事項を記入してください。

(往信表面)	(返信裏面)
郵便はがき 63 2240032 往信 都筑区総務課 人権啓発講演会担当あて 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 □□□□□	この面には 何も記入しないでください。



はがきを裏にして

(返信表面)	(往信裏面)
郵便はがき 63 □□□□□□ 返信 申込者の 郵便番号 住所 氏名 を記入してください。 □□□□□	①申込者(氏名、ふりがな) 2名まで申込可能 2名の場合、2名分氏名を記入 ②住所地(市内(都筑区)、市内(都筑区以外)、市外) ③連絡先電話番号 ④メールアドレス ⑤参加方法 「会場参加」 ⑥利用希望の種類 一時保育・手話通訳・車椅子 ※希望の場合は明記 ※一時保育希望(1歳～未就学児) お子さまの氏名(ふりがな)、年齢

②ポストに投函してください。

令和6年1月5日(金)消印有効

③申込受付完了次第、返信はがきを送付します。

※一時保育(1歳～未就学児)が必要な場合には、令和5年12月25日(月)までにお申し込みください。

※「会場参加」で定員を超過した場合、ご参加いただけない方に、原則令和6年1月16日(火)までにメール又は電話でご連絡いたします。

緑税務署からの 重要なお知らせ

確定申告は



か

ICカードリーダー不要！

←確定申告書等
作成コーナーは
こちら

PC

国税庁

で自動計算・自動入力・自宅からe-Tax！

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算



マイナポータル連携や
過去の申告データ
を利用して自動入力



マイナポータル連携について



マイナンバーカード
とスマホでe-Tax！



【e-Taxの5つのメリット！】

- ①税務署への持参不要
- ②印刷・郵送料不要
- ③一部を除き添付書類不要
- ④24時間いつでも利用可能（メンテナンス時間を除く）
- ⑤書面より早期に還付

申告書作成会場での相談の方は、
「入場整理券」が必要です

必ず入場できます！
おすすめです



入場整理券の 配付方法

LINEで入場日時を指定

※注1

当日、会場で配付

※注2

注1：原則として、LINEからの事前発行は、来場希望日の10日前から2営業日前まで可能です。

注2：配付枚数には限りがありますので、当日、会場にお越しただいても入場できない場合があります。
入場整理券をお持ちでない方は、申告書作成会場には入場できません。

国税の納付は、簡単・便利な キャッシュレス納付で！

選べる納付手段

振替納税

ダイレクト納付

インターネットバンキング等

クレジットカード納付

スマホアプリ納付

💡 キャッシュレス納付の3つのメリット！

- ① 自宅やオフィスから納付可能！
- ② スマホやPCで簡単手続き！
- ③ 現金管理の効率化！

各納付方法の詳細は、
国税庁ホームページを
ご確認ください。



相談はチャットボットや電話でもできます

▶ チャットボットでの相談



ご質問を入力いただければ、AIを活用した
「税務職員ふたば」が
お答えします。

税務職員ふたば



▶ お電話での相談

e-Taxの使い方
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

インボイス制度の
一般的なご質問は

(フリーダイヤル)
0120-205-553 (無料)
(9:00~17:00土日祝日を除く)

緑税務署申告書作成会場開設日 令和6年2月16日(金)～

【受付時間】 8時30分～16時00分 【相談時間】 9時15分～17時00分

【問合せ先】 緑税務署 ☎045-972-7771 (代表) 〒225-8550 横浜市青葉区市ケ尾町22-3

※ 3月は大変混雑するため2月末までにお越しください。

※ 4月中旬まで税務署の駐車場は使用できません。

※ 税務署には、ご利用可能なコピー機がありませんので、あらかじめご了承ください。

東京地方税理士会緑支部からのお知らせ

1 税理士による無料申告書作成会を開催します

開催期間	会 場	最寄り駅	時 間
1月30日(火)～2月1日(木)	緑公会堂	中山駅 【JR・市営地下鉄】	【受付】9:15～ 【相談】9:30～16:00 (休憩:12:00～13:00)
2月6日(火)～2月7日(水)	都筑公会堂	センター南駅 【市営地下鉄】	

- 事業、不動産及び雑所得がある方で、令和4年分の所得金額が300万円以下の方の所得税及び復興特別所得税の申告（前記に該当する方で、個人事業者の消費税の申告を含む）で緑税務署に申告される方。
- 年金受給者、給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告（年金・給与収入が、800万円以下の方）
- 譲渡所得（土地、建物及び株式等の譲渡）などの相談内容が複雑な場合は、相談をお受けできません。

2 東京地方税理士会緑支部による無料申告書作成会を開催します

開催期間	会 場	最寄り駅	時間
2月9日(金)	ハウスクエア横浜	中川駅【市営地下鉄】	【受付】9:45～ 【相談】10:00～16:00 (休憩12:00～13:00)

- 年金収入のみの方及び年金や給与収入がある方の医療費控除の還付を受けられる方（年金・給与収入が800万円以下の方）で緑税務署に申告される方。
- 事業所得、不動産所得及び譲渡所得（土地、建物及び株式等の譲渡）などのある方は相談をお受けできません。

3 入場整理券を配付します！入場整理券は、オンラインによる事前申込が可能です！

- オンラインによる事前申込は令和6年1月10日(水)から受け付けます。
なお、電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。
- 【事前申込における予約サイトの操作方法に関するコールセンター】
《電話》050-1808-7285 《受付時間》10:00～12:00・13:00～16:00
- 一部、当日入場整理券の配付を行います。無くなり次第終了となりますので、是非、オンラインによる事前申込をご利用ください。

いずれかのサイトから事前申込を
お願いいたします。

無料申告相談専用
LINE 事前申込

Web 事前申込







https://coubic.com/tochi106/booking_pages

4 来場される場合の必要書類等

- 計算器具、筆記用具及びマイナンバーに係る本人確認書類（①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類の写し）
- 年金または給与所得の源泉徴収票及び医療費控除の明細書など申告に必要となる書類
- 過去に電子申告を利用された方は、利用者識別番号（数字16桁）と暗証番号のわかる書類
- 本人名義の金融機関口座番号がわかるもの
- 前年分の確定申告書等の控え
- 個人事業者の消費税を相談される方で、簡易課税制度を選択されている方は、消費税簡易課税制度選択届出書の控えをお持ちください。

5 各会場の注意事項

- 発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに来場を控えていただくようお願いします。
- 会場での滞在時間短縮のため、ご自宅で集計等を済ませるようお願いします。
- 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。
- 来場者のための駐車場のご用意はございません。

各区役所からのお知らせ

年末調整済みの給与所得者の医療費控除の還付申告は、各区役所で作成と受付ができます！

緑 区	青 葉 区	都 筑 区
緑区役所 3階 3A会議室	青葉区役所 3階	都筑区役所 3階 第6会議室・研修室

【受付期間】 2月16日(金)～3月15日(金) ※土・日及び祝日を除く

【受付時間】 9:00～11:30、13:00～16:00

- 給与所得の源泉徴収票、医療費控除の明細書、本人名義の金融機関と口座番号がわかるもの及びマイナンバーに係る本人確認書類の写しをお持ちください。
- 各区役所の駐車場は有料です。
- 青葉区役所では、上記以外の確定申告書についてもお預かりのみ行います。

横浜国際プール利活用検討に伴う地域の皆様との意見交換について

横浜国際プールの利活用検討にあたり、10月の区連会において、2回目のサウンディング調査の実施結果をご報告させていただきました。

今後、地域の皆様のご意見を基本計画案に反映していくため、意見交換を実施しましたので、ご報告します。

1 実施概要

実施日	意見交換の場	内容
10月25日	山田連合町内会定例会	周辺地域住民の皆様のご意見の集約方法についてご相談し、北山田町内会定例会の場で意見交換させていただくことになりました。 その他、国際プールの利活用について意見交換を行いました。
11月2日	連合町内会自治会会長・副会長等	区連会での意見集約方法について、区連会会長・副会長の皆様、関連する連合町内会会長等の皆様にご相談させていただきました。 その他、国際プールの利活用について意見交換を行いました。
11月4日	北山田町内会役員会	国際プールの利活用について意見交換を行いました。

2 主なご意見

(施設の改修に関するご意見)

- 改修にあたっては、今後に向けて発展させていくことが重要。
- 区民だけでなく、他のエリアからも人が集まる施設にしてほしい。
- 子どもを中心として、人が集まるような施設にしていくべき。
- 中学、高校の水泳大会本番と同じような環境で練習できるということは大切。そういった観点も大事にしてほしい。
- 地域住民にとって、施設は近くにあるが、会議室を借りるにしても手続きが大変で、心の距離を感じる。もっと地域住民が気軽に利用できる施設にしてほしい。小さい子どもや高齢者の方が繋がる場所になると良い。
- 地域が気軽に利用できる会議室を整備できないか。
- プール利用者の少なさからも、スポーツフロアにしていくべきではないか。

(敷地全体に関するご意見)

- 竹林なども活かして利用方法を考えるべき。
- 北山田駅からの階段のアクセスを改善できないか。

(施設の活用に関するご意見)

- 防災の観点での利活用もできるようにしてほしい。
- 改修後も横浜ビー・コルセアーズのホームアリーナとして使用してほしい。
- 仮に通年スポーツフロアとする場合、名称変更も検討すべき。

いただいたご意見については、法令確認や全体事業費等を精査しつつ、基本計画案に反映していきます。

3 今後の予定

- 12月 基本計画（案）の策定作業
- 1月 区連会定例会終了後、全体会にて基本計画（案）について意見交換
- 1月 基本計画（案）市民意見募集
- 3月 基本計画確定

線引きの見直しについて

本市では、線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）※について、おおむね 6～7 年ごとに見直しを行っています。

このたび、全市的な見直しを行うにあたり、都市計画市素案（案）を作成し、そのリーフレットの配布や説明会等を行いますので、事前にお知らせします。

なお、都市計画市素案（案）の内容につきましては、12 月下旬に公表を予定しています。区民の皆様への周知方法や時期については、次のとおりです。

■線引きの指定（令和 5 年 11 月時点）

※【線引きとは】

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域において、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めています。

【市 街 化 区 域】すでに市街地を形成している区域、計画的に市街化を図るべき区域

【市街化調整区域】市街化を抑制すべき区域



市街化区域	市域の約 77%
市街化調整区域	市域の約 23%

1 周知方法及び時期（予定）

媒体	掲載内容	公表時期（予定）
広報よこはま 全市版	・説明会の日時・会場など ・縦覧、意見書の受付	令和 6 年 1 月号に掲載
リーフレット	・見直しの内容（概要） （おおむねの位置、基準など） ・説明会の日時・会場など ・縦覧、意見書の受付	12 月下旬から順次実施 ① PR ボックス等への配架 ② 各戸配布 ・線引き見直し対象地区内 ③ 地権者郵送 ④ <u>区内すべての連合町内会 用及び単位町内会長へ郵送※</u>
横浜市ホームページ掲載 （建築局都市計画課 HP）	① 見直しの内容（概要） （おおむねの位置、基準など）	① 12 月下旬掲載
	② 見直しの詳細内容 （位置、区域、用途地域等）	② 1 月末掲載
説明会	上記①、②の内容	1 月末から 2 月上旬 （詳細は裏面参照）

※ 12 月下旬頃に建築局都市計画課から直接郵送

＜参考＞ 詳細は 12 月下旬郵送のリーフレットをご確認ください。

2 説明会について

(1) 会場及び日時

日時	会場
1 月末から 2 月上旬	関内ホール、他 5 箇所

※各日とも説明内容は同じです。

(2) 動画配信

令和 6 年 1 月末から 2 月末まで

横浜市 線引き見直し

検索 🔍

※内容は説明会と同じです。

3 市素案（案）の縦覧（閲覧）及び意見書の提出について

(1) 縦覧（閲覧）期間

令和 6 年 1 月末から 2 月末まで（土日祝を除く）

(2) 縦覧（閲覧）場所

見直し候補地区の詳細（位置、区域、用途地域等の都市計画を含む）の図面を次の場所で確認することができます。

建築局都市計画課	市全域の市素案（案）を縦覧できます。
区役所区政推進課 （中区を除く）	各区の市素案（案）を閲覧できます。

※都市計画課ホームページでも市素案（案）の概要をご覧になれます。

(3) 意見書の提出先

建築局都市計画課

(4) 意見書の提出方法

郵送、持参又は電子申請

(5) 意見書の提出期限

令和 6 年 2 月末

4 問合せ先

建築局都市計画課 鶴和、飯島、小池 TEL：671-2658

都筑区制 30 周年記念ロゴマークの決定及び使用申請について

令和 6 年 11 月に迎える区制 30 周年の記念ロゴマークを皆様の投票により決定しました。区制 30 周年を祝うイベントや広報で積極的に活用していくとともに、区民のみなさまが区制 30 周年を祝うため、また都筑区制 30 周年の機運を醸成するために「都筑区制 30 周年記念ロゴマーク」（以下、「ロゴマーク」）を使用する事業等を募集します。

※ 都筑区在住者に限らず、都筑区と深い関わりのある個人、法人、団体も申請いただけます。

1 ロゴマークについて

デザインは右図のとおりです。使用については要綱等（11 月末頃までに下記ウェブサイトに掲載予定）を遵守してください。



2 申請対象

- (1) 都筑区制 30 周年を広く PR するために使用するもの
- (2) 令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までに承認されたもの

3 使用用途（例）

- (1) グッズやチラシ等広報物への掲載
- (2) 映像や画像内での使用

4 申請方法

ロゴマーク使用の承認を受けたい場合は、「都筑区制 30 周年ロゴマーク使用申請書（第 1 号様式）」を行事の開催日の 5 開庁日前までにご提出ください。詳細は下記ホームページをご覧ください。

※ 必ず「都筑区制 30 周年記念ロゴマークの使用に関する事務取扱要綱」をご確認いただいてから申請をお願いします。

※ 報道機関が広報目的で使用する場合や、横浜市が行う事業等で使用する場合には申請の必要はありません。

詳細：https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/shokai/30-kinenjigyo/event/30thlogo_siyou.html

申請期間：令和 5 年 12 月 1 日（金）～令和 6 年 12 月 23 日（月）

提出期限：5 開庁日前まで

提出方法：メール、郵送、持参のいずれか

（※郵送の場合は、5 開庁日前までに必着をお願いいたします。）



提出先・お問合せ：都筑区地域振興課 区民活動係

区制 30 周年記念ロゴマーク担当

TEL：045-948-2236 FAX：045-948-2239

Mail tz-chishin@city.yokohama.jp

担当：地域振興課 北川、松田

都筑区制30周年記念ロゴマークが決定しました！

令和6年11月に迎える区制30周年の記念ロゴマークを皆様の投票により決定しました。
今後、区制30周年を祝うイベントや広報で積極的に活用していきます。

決定したロゴマーク



＜ロゴマークのコンセプト＞

区制30周年ということを認知しやすく、
読みやすい文字の配置で表現しています。

30周年という節目を、**都筑区の花**である
サクラソウで、飾りつけしました。

投票結果

投票期間は令和5年9月25日（月）から10月20日（金）まで、投票総数は**16,970票**でした。3案の中で最も多い票数を集めたデザインを都筑区制30周年記念ロゴマークとして決定しました。多くの方に投票いただき、ありがとうございました。

キャッチフレーズについて

都筑区ふるさとづくり委員会 都筑区制30周年
記念事業部会と協議し、キャッチフレーズを
「そして未来へ」と決定いたしました。

また、決定したロゴマークとキャッチフレーズ
を組み合わせたデザインも作成しました。



ロゴマーク等の使用について

ロゴマーク等の使用にあたっては、今後、取扱要綱等を12月上旬頃までに、都筑区のウェブサイトに掲載予定です。地域や学校のイベント等でのご活用を働きかけていきます。

お問合せ先

都筑区総務課長 佐藤 亜希子 Tel 045-948-2210

区連会 11 月定例会説明資料
令和 5 年 11 月 21 日
都 筑 区 地 域 振 興 課

都筑区民活動センター縁ジミミーティング スキルアップ講座
「Canva で作ろうチラシ講座」の開催について

都筑区民活動センターでは、地域で活動する団体のスキルアップと交流を図るために定期的に講座を実施しています。今回はオンラインでチラシを作成できる「Canva」を使用して、チラシを作成する講座を実施します。

チラシの作り方にお悩みの方、イベントの集客にお困りの方、目にとまる、伝わるチラシの作り方を学びたい方はぜひご参加ください。

【講座概要】

日 時：令和 6 年 1 月 26 日（金）10 時～12 時

会 場：都筑区役所 6 階大会議室

テ ー マ：「目にとまる！伝わる！ Canva で作ろうチラシ講座」

講 師：happybloom 小川 裕子氏（グラフィックデザイナー）

定 員：30 名程度（先着順） 参加無料

※講座内でチラシの添削をご希望の方は、先着 3 名まで受け付けます。講師の説明時に使用させていただきますので、参加者に公開が可能な内容でお願いいたします。

持 ち 物：インターネットに接続可能な PC、PC の充電ケーブル

※Canva の登録にあたり、個人メールアドレスを使用いたします。

申込期間：令和 5 年 11 月 20 日（月）～令和 6 年 1 月 12 日（金）

申込方法：電子申請、窓口、メール、電話のいずれかでお申込みください。



【電子申請フォーム】

＜都筑区民活動センターお問合せ先＞

電話：948-2237 Email：tz-katsudo@city.yokohama.jp

（月～土 9：00～17：00、日、祝日、毎月第 3 月曜、年末年始休館）

担当：都筑区地域振興課 北川、松田 電話：948-2236、FAX：948-2239

横浜市都筑区民活動センターLINE 公式アカウントの開始について

横浜市都筑区民活動センター（以下、「センター」という）において、情報発信力の強化を目的として、LINE 公式アカウントを開始しました。センターの講座・イベントのお知らせや市民活動団体のイベント情報などを配信します。皆様ぜひご登録ください。

1 友だち登録の方法

2次元コードから	名称検索	ID 検索
	「横浜市都筑区民活動センター」で検索	「@992ejukg」で検索

※登録の際は、必ずセンターの WEB ページにある「横浜市都筑区民活動センター LINE 利用規約」、「都筑地域振興課 LINE 公式アカウント運用ポリシー」をご確認ください。



2 配信内容

- ・センターで開催するイベント・講座等の募集、実施案内、取組内容の報告
- ・都筑区役所におけるイベント・講座等に関する情報
- ・センター登録団体（プログラムバンク人材含む）が主催するイベント・講座等の情報（ただし、営業、宗教活動または政治活動を主たる目的とする内容、公共の利益に反する内容を除く）
- ・その他、市民活動に関して役立つ情報

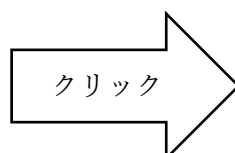
3 地域活動の LINE での情報発信

イベント等の情報は、月 1 回、市民活動団体の情報とまとめて、横浜市 WEB サイトに掲載している一覧ページへのリンクを配信します。

【掲載イメージ】



LINE



横浜市 WEB サイト

裏面あり

4 一覧ページへの掲載申込み方法

一覧ページへのイベント情報等の掲載をご希望の方は、掲載したい月の前月の10日までにセンターまでメールでご連絡ください。

＜都筑区民活動センターお問合せ先＞

電話：948-2237 Email：tz-katsudo@city.yokohama.jp

（月～土9：00～17：00、日、祝日、毎月第3月曜、年末年始休館）

担当：都筑区地域振興課 北川、松田 電話：948-2236、FAX：948-2239

令和5年度 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



目的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

期間

令和5年12月1日（金）～12月31日（日）の1か月間

スローガン

乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者

重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
- 3 ハンドルキーパー運動の推奨



◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態 様	懲 役	罰 金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 ※ (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 ※ (0.15mg以上 0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼气検査拒否	3ヶ月以下	50万円以下	—

※呼气1ℓ当たりのアルコール濃度

◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

態 様	懲 役	罰 金
車両の提供	酒 酔 い	5年以下
	酒 気 帯 び	3年以下
酒類の提供	酒 酔 い	3年以下
	酒 気 帯 び	2年以下
同 乗 者	酒 酔 い	3年以下
	酒 気 帯 び	2年以下

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全事故件数	9,756	8,398	7,398	7,883	7,492
死 者 数	57	50	48	36	21
死 亡 率	0.6	0.6	0.6	0.5	0.3
うち飲酒運転による事故件数 ※	68	36	38	39	40
死 者 数	2	0	0	1	1
死 亡 率	2.9	0.0	0.0	2.6	2.5

※飲酒運転者が第一当事者となった事故件数

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動の推進について周知徹底を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- 1 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
- 2 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転を知りながら車両や酒類を提供したり同乗したり等の行為に対する捜査を厳正に行います。
- 3 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。

交通安全協会

- ・ キャンペーンやイベントなどの開催により、飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- ・ ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

教育関係

- ・ 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底させます。
- ・ 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道路管理者・鉄道事業者

- ・ 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

地域

- ・ 飲酒運転の危険性、悪質性、責任の重大性を認識しましょう。
- ・ ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを周囲と話し合い、「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- ・ 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ合い注意しましょう。
- ・ 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。
- ・ 飲食店と協力して地域ぐるみでハンドルキーパー運動に取り組みましょう。

横浜市交通安全対策協議会

（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045（671）2323

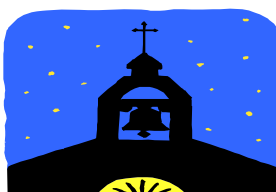
令和5年度 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目 的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける活動を通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和5年12月11日（月）～12月20日（水）の10日間



スローガン

知らせ合う 早めのライトと 反射材
無事故で年末 笑顔で新年

重 点

1. 横断歩行者（特に高齢者）の交通事故防止
2. 二輪車の交通事故防止
3. 飲酒運転の根絶



◇◇ 令和5年8月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分		交 通 事 故						二 輪 車		自 転 車		歩 行 者		高 齢 者	
		発 生 件 数	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	負 傷 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比
横	鶴 見 区	412	-28	1	-1	473	-12	0	-2	0	0	1	1	1	1
	神 奈 川 区	210	-22	2	0	248	-5	1	0	0	0	1	0	0	0
	西 区	159	2	1	0	176	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	中 区	322	95	1	0	380	125	0	0	0	0	1	0	1	1
	南 区	250	28	1	0	268	20	0	0	1	0	0	0	1	0
	港 南 区	334	61	2	0	408	73	0	0	0	0	1	-1	1	0
	保 土 ケ 谷 区	216	-78	4	4	251	-89	2	2	0	0	2	2	2	2
浜	旭 区	298	-51	1	1	333	-63	0	0	0	0	0	0	0	0
	磯 子 区	196	-11	3	2	230	-10	1	1	0	0	2	2	2	2
	金 沢 区	368	40	3	2	435	67	2	1	0	0	1	1	1	1
	港 北 区	420	112	0	-1	495	159	0	0	0	-1	0	0	0	-1
	緑 区	274	40	1	-2	306	45	1	-1	0	0	0	0	0	0
	青 葉 区	367	18	0	0	432	32	0	0	0	0	0	0	0	0
	都 筑 区	274	1	0	-2	315	1	0	-1	0	0	0	-1	0	-1
市	戸 塚 区	356	38	1	0	414	65	0	-1	1	1	0	0	0	0
	栄 区	112	-11	0	0	137	-15	0	0	0	0	0	0	0	0
	泉 区	196	13	0	0	219	19	0	0	0	0	0	0	0	0
	瀬 谷 区	194	-74	2	0	235	-61	0	0	0	-1	1	0	1	0
計		4,958	173	23	3	5,755	351	8	-1	2	-1	10	4	10	5

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、交通安全ひとこえ運動を推進します。
- 3 ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけるなど飲酒運転の根絶を呼びかけます。
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

教育関係

- 1 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。
- 2 歩行者の危険な横断や自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 3 二輪車での交差点直進時には、スピードを落とし、対向右折車との事故を防ぎましょう。
- 4 飲酒を伴う会合等には車両を運転して行かないようお互いに声をかけ、注意し合いましょう。



横浜市交通安全対策協議会

（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話 045（671）2323



119情報

区連会11月定例会説明資料
令和5年11月21日
都 筑 消 防 署

■ 区内の火災状況

都筑消防署

区分 / 年別		令和5年		令和4年		累計前年比 増△減
		10月	累計	10月	累計	
火 災 件 数 (件)		4	26	1	22	4
火災種別	建 物 火 災 (件)	2	15	0	14	1
	車 両 火 災 (件)	1	3	1	5	△ 2
	そ の 他 の 火 災 (件)	1	8	0	3	5
焼 損 面 積 (㎡)		78	377	0	383	△ 6
死 者 (人)		0	0	0	2	△ 2

【10月中 4件】

10月2日(月) 池辺町 その他の火災

10月11日(水) 北山田二丁目 車両火災

10月3日(火) 北山田五丁目 建物火災

10月21日(土) 勝田町 建物火災

■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら#7119



区分 / 年別		令和5年		令和4年		累計前年比 増△減
		10月	累計	10月	累計	
救 急 件 数 (件)		913	9,203	807	8,544	659
救急種別	急 病 (件)	648	6,621	568	6,085	536
	交 通 事 故 (件)	38	438	51	443	△ 5
	一 般 負 傷 (件)	169	1,558	147	1,472	86
	そ の 他 (件)	58	586	42	545	41

※ 令和5年の数値は速報値のため、変更になる場合があります。

消防署と消防団が連携して
『年末年始消防特別警戒』を実施します！
令和5年12月20日(水)～令和6年1月4日(木)

- ① 放火火災発生地域・時間帯における消防車での巡回警戒
- ② 大規模商業施設等への火災予防巡回
- ③ 市民の皆様への出火防止や予防救急に関する重点広報





都筑消防署からのお知らせ

消火器の 点検 交換 が必要です!!

有効期限と外観等の確認をお願いします。



※有効期限が切れているもの、
また、へこみ・キズ・サビ等が
ある場合は交換をしてください。



イラスト発行元: 一般社団法人 日本消火器工業会

暖房機器のお手入れはお済みですか？

～上手に使い、上手にお手入れをし、火災を未然に予防しよう～



イラスト発行元: 日本ガス石油機器工業会



住宅用火災警報器は**10年**を目安に

点検 交換

をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は
都筑消防署
までお問合せください

☎045-945-0119

都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会